



# 宮 崎 県 公 報

令和5年9月25日(月曜日) 第444号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

## 目 次

### 告 示

○生活保護法に基づく指定医療機関の所在地の変更……………(福祉保健課) 1	頁
○保安林の指定予定……………(自然環境課) 1	
○保安林の指定……………( “ ) 1	
○漁業災害補償法に基づく特定第2号漁業者の同意……………(水産政策課) 2	
○道路の区域の変更(2件)……………(道路保全課) 2	
○道路の占用を制限する区域の指定……………( “ ) 2	

○都市計画の変更……………(都市計画課) 2	公 告
○公文書開示等の状況……………(総務課) 3	
○個人情報保護制度の運用状況……………( “ ) 4	
○軽油引取税に係る免税証の無効公告……………(税務課) 6	
○大規模小売店舗の変更に関する届出に対する市町村の意見……………(商工政策課) 7	
○開発行為に関する工事の完了……………(建築住宅課) 7	
○落札者等の公告……………7	病 院 局 公 告
○落札者等の公告……………7	

## 告 示

### 宮崎県告示第 689号

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第50条の2(第55条第2項において準用する同法第50条の2)(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和5年9月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

#### 1 届出をした指定医療機関の名称及び所在地

名 称	所 在 地
なでしこ内科	日向市鶴町1番地コルセ・カレ日向 104

#### 2 届出事項

所 在 地		変 更 年 月 日
変 更 前	変 更 後	
日向市原町1丁目2番地1-104	日向市鶴町1番地コルセ・カレ日向 104	令和5年7月15日

### 宮崎県告示第 690号

森林法(昭和26年法律第 249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和5年9月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

#### 1 保安林予定森林の所在場所 日向市東郷町山陰字庭田甲 777-4(次の図に示す部分に限る。)、甲 777-35、甲 777-37

- 2 指定の目的 水源<sup>かん</sup>の涵養
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
      - 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに日向市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 宮崎県告示第 691号

森林法(昭和26年法律第 249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和5年9月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林の所在場所 日向市東郷町山陰字桂原乙28-7、乙 103-4、乙 104-11
  - 2 指定の目的 水源<sup>かん</sup>の涵養
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
      - 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに日向市役所に備

え置いて縦覧に供する。）

**宮崎県告示第 692号**

漁業災害補償法（昭和39年法律第 158号。以下「法」という。）第 108条第5項において準用する法第 105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、当該加入区に係る法第 108条第2項の規定による特定第2号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められた。

令和5年9月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

同意成立の届出年月日	令和5年7月19日
発起人の住所及び氏名	串間市 宮之浦大敷合同会社 代表社員 田中 弘樹 串間市 株式会社大山水産 代表取締役 大山 幸生
加入区 の 名 称	串間市東第二加入区
区 域	串間市東漁業協同組合の地区のうち都井地区以外の地区
区 分	総トン数10トン以上の漁船を使用して主にまぐろはえ縄漁業を行うもの及び大型定置漁業

**宮崎県告示第 693号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和5年9月25日から同年10月9日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年9月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
	国道	388号	東臼杵郡美郷町南郷鬼神野字下弓弦葉1663番7地先から同郡同町南郷鬼神野同字1659番12地先まで	旧	4.4～35.0	453.6
				新	8.8～40.0	453.9

**宮崎県告示第 694号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道

路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和5年9月25日から同年10月9日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年9月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
224	県道	遠見半島線	東臼杵郡門川町大字庵川字榎木4741番17地先から同郡同町同大字字米ノ山5372番4地先まで	旧	11.0～11.2	13.4
				新	6.6～16.6	13.4

**宮崎県告示第 695号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、令和5年9月25日から同年10月10日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年9月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
国道	388号	東臼杵郡美郷町南郷鬼神野字下弓弦葉1663番7地先から同郡同町南郷鬼神野同字1659番12地先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。）

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和5年10月10日

**宮崎県告示第 696号**

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

なお、関係図書は、宮崎県県土整備部都市計画課及び宮崎県小林土木事務所並びに小林市建設課において公衆の縦覧に供する。

令和5年9月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 都市計画の種類及びその名称

- (1) 種類  
小林都市計画道路
- (2) 名称  
3・4・8号夷守線
- 2 都市計画を変更する土地の区域
- (1) 追加する部分  
なし
- (2) 削除する部分  
小林市大字細野字北八反及び字榎原の各一部

**公 告**

宮崎県情報公開条例（平成11年宮崎県条例第36号）第26条の規定により、令和4年度における各実施機関の公文書の開示等の状況を次のとおり公表する。

令和5年9月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 公文書の開示請求の処理状況（件）

請求書 受付 件数	決定等の内訳						合計
	開示	部分 開示	不開 示	不存 在	却下	取下 げ	
4,439	4,256	202	16	108	3	108	4,693

（注1）1件の開示請求につき、当該請求の内容により複数の公文書が対象となり、それぞれの公文書について決定が行われた例があるため、請求書受付件数と決定等の内訳の合計は一致しない。

（注2）決定等の内訳の不存在とは、公文書の不存在を理由に不開示の決定を行ったものをいう。

2 請求者の状況（件）

区分	個人	法人その他の団体	計
県内	395	3,235	3,630
県外	534	275	809
計	929	3,510	4,439

3 公文書の開示請求に対する実施機関別の処理状況（件）

実施機関	決定 等 の 件 数	決定等の内訳					
		開 示	部 分 開 示	不 開 示	不 存 在	却 下	取 下 げ
知	総合政策部	28	17	8	0	7	2
	総務部	78	57	20	5	12	10
	福祉保健部	169	132	32	1	15	16
	環境森林部	105	76	22	0	13	6

事	商工観光 労働部	21	11	9	0	0	0	1
	農政水産部	715	714	12	2	6	0	6
	県土整備部	2,834	2,833	31	1	12	0	44
	関係部共管	0	0	0	0	0	0	0
	会計管理局	1	1	0	0	0	0	0
	小計	3,951	3,841	134	9	65	3	85
教育委員会	71	53	11	5	29	0	6	
選挙管理委員会	6	2	3	0	1	0	1	
人事委員会	6	0	4	1	1	0	0	
監査委員	3	1	2	0	0	0	0	
公安委員会	2	1	1	0	0	0	0	
警察本部長	215	184	43	1	11	0	9	
労働委員会	0	0	0	0	0	0	0	
収用委員会	0	0	0	0	0	0	0	
海区漁業 調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	
内水面漁場 管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	
公営企業管理者	62	62	0	0	0	0	0	
病院事業管理者	99	90	4	0	1	0	5	
地方独立行政法人	5	5	0	0	0	0	0	
道路公社	19	17	0	0	0	0	2	
合計	4,439	4,256	202	16	108	3	108	

4 審査請求の件数

7件

5 審査請求の処理状況

審査請求の案件	実施機関	審査請求年月日	公文書開示審査会			審査請求に対する裁決等	
			諮問年月日	答申年月日	答申の内容	裁決等年月日	裁決等の内容
公安委員会（県警本部生活安全企画課）が行った公文書不開示決定に対する審査請求	公安委員会	令和4年10月18日	令和5年2月2日	-	-	-	-
教育委員会（高校教育課・教職員課）が行った公文書不開示決定に対する審査請求	教育委員会	令和4年11月23日	令和5年3月30日	-	-	-	-
教育委員会（教職員課）が行った公文書不開示決定に対する審査請求	教育委員会	令和4年11月23日	令和5年3月30日	-	-	-	-
教育委員会（教職員課）が行った公文書不開示決定に対する審査請求	教育委員会	令和4年12月6日	令和5年3月30日	-	-	-	-
知事（危機管理局危機管理課）が行った公文書開示決定に対する審査請求	知事	令和5年3月8日	令和5年5月30日	-	-	-	-
知事（危機管理局危機管理課）が行った却下決定に対する審査請求	知事						

  

管理課）が行った却下決定に対する審査請求	知事	和5年3月10日	和5年6月26日	-	-	-	-
知事（建築住宅課）が行った延長通知に対する審査請求	知事	令和5年3月11日		-	-	令和5年5月26日	却下

  

6 県民情報センターの利用状況

利用者数	情報相談等	資料閲覧	資料貸出
	人数	人数	冊数
1,631	941	374	62

  

宮崎県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年宮崎県条例第38号）による改正前の宮崎県個人情報保護条例（平成14年宮崎県条例第41号）第52条の規定により、令和4年度における各実施機関の個人情報保護制度の運用状況を次のとおり公表する。

令和5年9月25日  
宮崎県知事 河野俊嗣

1 保有個人情報の開示請求の状況

(1) 書面による開示請求

ア 書面による開示請求の処理状況（件）

請求書受付件数	決定等の件数	決定等の内訳					
		開示	部分開示	不開示	不存在	却下	取下げ
107	122	12	96	3	9	1	1

(注1) 1件の開示請求につき、当該請求の内容により複数の保有個人情報が対象となり、それぞれの保有個人情報について決定が行われた例があるため、請求書受付件数と決定等の件数は一致しない。

(注2) 決定等の内訳の不存在とは、保有個人情報の不存在を理由に不開示の決定を行ったものをいう。

イ 実施機関別の処理状況（件）

実施機関	決定等の件数	決定等の内訳					
		開示	部分開示	不開示	不存在	却下	取下げ
議会	0	0	0	0	0	0	0

知 事	総合政策部	1	0	1	0	0	0	0	議 会	該 当 試 験 数	開 示 件 数		
	総 務 部	2	1	1	0	0	0	0		1	0		
	福祉保健部	15	5	8	0	1	0	1		知	総合政策部	1	0
	環境森林部	0	0	0	0	0	0	0		総 務 部	4	0	
	商工観光 労 働 部	0	0	0	0	0	0	0		福祉保健部	9	38	
	農政水産部	0	0	0	0	0	0	0		環 境 森 林 部	3	24	
	県土整備部	2	1	0	0	1	0	0		商工観光 労 働 部	7	10	
	関係部共管	0	0	0	0	0	0	0		農政水産部	7	0	
	会計管理局	0	0	0	0	0	0	0		知 事	県土整備部	1	0
	小 計	20	7	10	0	2	0	1		関 係 部 共 管	1	0	
教 育 委 員 会	5	4	1	0	0	0	0	会 計 管 理 局	1	0			
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	小 計	34	72			
人 事 委 員 会	2	2	0	0	0	0	0	教 育 委 員 会	7	1,647			
監 査 委 員	0	0	0	0	0	0	0	選 挙 管 理 委 員 会	1	0			
公 安 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0	人 事 委 員 会	18	212			
警 察 本 部 長	93	0	83	2	7	1	0	監 査 委 員	1	0			
労 働 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0	公 安 委 員 会	0	0			
収 用 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0	警 察 本 部 長	1	0			
海 区 漁 業 調 整 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0	労 働 委 員 会	0	0			
内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0	収 用 委 員 会	0	0			
公 営 企 業 管 理 者	0	0	0	0	0	0	0	海 区 漁 業 調 整 委 員 会	0	0			
病 院 事 業 管 理 者	3	0	2	1	0	0	0	内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会	0	0			
地 方 独 立 行 政 法 人	0	0	0	0	0	0	0	公 営 企 業 管 理 者	0	0			
合 計	123	13	96	3	9	1	1	病 院 事 業 管 理 者	8	16			
(2) 口頭による開示請求 (簡易開示) の実施状況 (件)									地 方 独 立 行 政 法 人	8	9		
									合 計	79	1,956		

<p>(注) 簡易開示については、実施機関があらかじめ口頭により開示請求をすることができる保有個人情報を含め、告示したものが対象となるが、現在において当該保有個人情報は、各実施機関が実施する採用試験や資格試験などの各種試験の結果のみである。</p> <p>2 保有個人情報の訂正請求の状況（件） 8 件</p> <p>3 保有個人情報の利用停止請求の状況 該当なし</p> <p>4 審査請求の件数 9 件</p> <p>5 審査請求の処理状況</p>							分訂正決定に対する審査請求	知事	4 年 10 月 17 日	5 年 3 月 13 日	—	—	—	—
審査請求の案件							知事（中央児童相談所）が行った保有個人情報不訂正決定に対する審査請求	知事	令和 4 年 10 月 17 日	令和 5 年 3 月 13 日	—	—	—	—
審査請求の案件							知事（中央児童相談所）が行った保有個人情報不訂正決定に対する審査請求	知事	令和 4 年 10 月 17 日	令和 5 年 3 月 13 日	—	—	—	—
知事（人事課）が行った保有個人情報部分開示決定に対する審査請求							知事	令和 4 年 5 月 24 日	—	—	—	—	却下	
知事（中央児童相談所）が行った保有個人情報部分訂正決定に対する審査請求							知事	令和 4 年 10 月 12 日	令和 5 年 3 月 13 日	—	—	—	—	
知事（中央児童相談所）が行った保有個人情報不訂正決定及び部分訂正決定に対する審査請求							知事	令和 4 年 10 月 17 日	令和 5 年 3 月 13 日	—	—	—	—	
知事（中央児童相談所）が行った保有個人情報部							知事	令和	令和					

項の規定により次の軽油引取税に係る免税証を紛失した旨の届出があったので、当該免税証は無効とする。

令和5年9月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 免税証の種類  
200ℓ券1枚
- 2 用途  
農業等
- 3 記号及び番号  
200ℓ券H 3212381
- 4 有効期間  
令和5年1月1日から令和5年12月31日まで
- 5 免税証に記載した販売店の名称  
都城農業協同組合高城給油所
- 6 紛失年月日  
令和5年3月8日

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により、延岡市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和5年9月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
南延岡ショッピングセンター  
延岡市浜町4792番 外
- 2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日  
法第6条第1項の規定による届出  
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名、大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更  
令和5年7月5日
- 3 意見の概要  
意見なし
- 4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間  
(1) 場所  
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター  
(2) 期間  
令和5年9月25日から令和5年10月25日まで

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第2項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は完了した。

令和5年9月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び名称
小林市堤字所返3621番8の一部、3621番9の全部、3622番1の全部、3623番1の全部、	小林市細野2268番地6 株式会社栄興住宅

3623番2の全部、3623番4の全部、3624番1の一部、3624番2の一部、3655番1の一部

#### 落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和5年9月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 落札に係る借入物品及び数量  
県立学校校務用コンピュータ 963台
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
宮崎県教育庁高校教育課管理担当  
宮崎市橘通東1丁目9番10号
- 3 落札者を決定した日  
令和5年8月1日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社南日本ネットワーク 宮崎市橘通東3丁目6番29号
- 5 落札金額  
163,086,000円
- 6 一般競争入札の公告を行った日  
令和5年6月19日

#### 病院局公告

#### 落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和5年9月25日

県立延岡病院長 寺尾公成

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
脳波ファイリング装置 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
県立延岡病院医事・経営企画課財務担当 延岡市新小路2丁目1番地10
- 3 落札者を決定した日  
令和5年8月18日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社トーアサイエンス 宮崎市老松2丁目3番25号
- 5 落札金額  
34,100,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日  
令和5年7月6日

--	--